広島市告示（安芸区）第７４号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ９ 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広 島 市 長　松 井　一 實

別紙　略